

# 2015

京都の

ゼロ災 京都

# 労働災害の現状



南禅寺塔頭

—安全・健康・快適職場をめざして—

京 都 労 働 局

平成 27 年 4 月

# は し が き

労働災害による死傷者数は、多くの関係者の努力により、長期的には大きく減少しました。

京都府内の死亡者数は、昭和30年代に100人を超えていましたが、近年は20人を下回り、休業4日以上死傷者数は、統計が開始された昭和48年には6,200人を超えていましたが、平成11年には3,000人を下回り、平成19年以降2,500人前後で推移しています。

しかし、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは本来あってはならないことであり、「労働災害ゼロ」の社会を実現することは、最も重要な国民的課題の一つです。

平成26年の休業4日以上死傷者数は2,325人、死亡者数は18人となり、死傷者数は6.6%減少したものの、死亡者数は前年より増加しました。

また、定期健康診断実施結果報告による有所見率は、平成25年には11年ぶりの減少であったものが平成26年は50.94%と対前年比0.39%増となり、労働者の高齢化に伴い今後とも予断を許さない状況です。

これらを踏まえ、京都労働局では、平成25年度に策定した「第12次労働災害防止対策推進計画（平成25年度から平成29年度までの5年間）」に基づき、

- ①事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための対策、
  - ②労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化、
  - ③行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
- の3点を重点施策として労働災害防止対策を推進し、2015年はさらに「STOP転倒災害プロジェクト」にも取り組んでおります。

本冊子は、京都の労働災害等の現状をとりまとめた物ですが、本冊子が広く関係者に活用され、働く人々の安全と健康の確保に寄与することを、心より期待するものです。

# 目次

## 労働災害関係

1	労働災害発生状況の推移 過去 57 年(昭和 33 年～平成 26 年)	3
2	年別・業種別労働災害発生状況(平成 17 年～平成 26 年)	4～5
3	平成 26 年労働災害発生状況(休業 4 日以上の死傷災害)	
3-1	業種別(対前年比較)	6
3-2	業種別・起因物別	7
3-3	業種別・事故の型別	8
3-4	監督署別(対前年比較)	9
3-5	事業場規模別	10
3-6	年齢別	10
4	死亡災害の推移 過去 57 年(昭和 33 年～平成 26 年)	11
5	平成 26 年死亡災害発生状況	
5-1	業種別・起因物別	12
5-2	業種別・事故の型別	12
6	平成 26 年死亡災害一覧	13

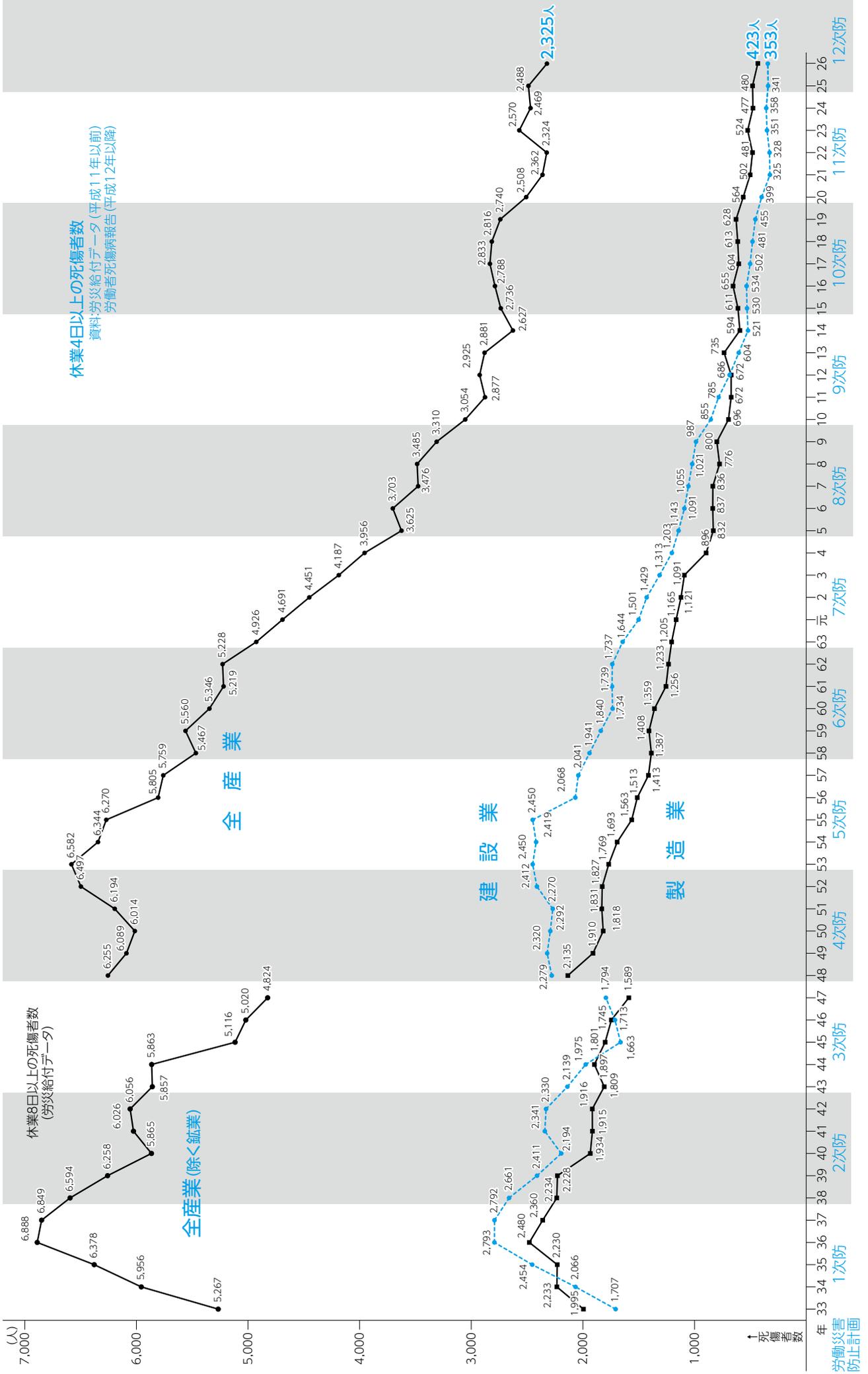
## 健康確保関係

7	平成 26 年定期健康診断実施状況(業種別)	14
8	定期健康診断の実施状況	
8-1	有所見率(%)等の推移(過去 20 年)	15
8-2	業種別有所見率(平成 26 年)	16
8-3	検査項目別有所見率(平成 26 年全産業)	16
9	平成 26 年特殊健康診断実施状況(対象業務別)	17
10	平成 26 年指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)	18

## 参考資料

11	京都労働局第 12 次労働災害防止対策推進計画のポイント・重点施策	19～20
12	労働安全衛生法の一部を改正する法律の概要	21
13	化学物質管理のあり方の見直し	22
14	改正安衛法に基づくストレスチェック制度、平成 27 年 12 月 1 日施行	23
15	「受動喫煙防止対策助成金」のご案内	24
16	産業保健活動総合支援事業のご案内	25
17	安全衛生優良企業公表制度のあらまし	26
18	STOP! 転倒災害プロジェクト 2015 (改善事例募集中)	27

# 1 労働災害発生状況の推移 過去57年（昭和33年～平成26年）



## 2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成17年～平成21年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	17年	18年	19年	20年	21年
<b>全 産 業</b>	<b>2,833</b> ① <sup>9</sup>	<b>2,816</b> ② <sup>22</sup>	<b>2,740</b> ④ <sup>24</sup>	<b>2,508</b> ③ <sup>23</sup>	<b>2,362</b> ③ <sup>23</sup>
<b>製 造 業</b>	<b>604</b>	<b>613</b> ⑩	<b>628</b> ②	<b>564</b> ⑦	<b>502</b> ③
食 料 品 製 造 業	149	157 ③	158	152	136
繊維工業・繊維製品製造業	37	41	24	30	33
木材・木製品・家具等製造業	48	36	32	26	23 ①
パルプ・紙・印刷・製本業	45	49 ①	60	41 ②	39
化 学 工 業	39	42 ①	31	28 ①	16
窯業土石製品製造業	26	24	26 ①	20 ①	36
鉄鋼・非鉄金属製造業	27	23	30	23 ①	13
金属製品製造業	84	86 ③	101	84	70 ①
一般機械器具製造業	50	43 ②	55	50	31
電気機械器具製造業	23	21	22	29	34
輸送用機械等製造業	15	25	29	22 ①	17 ①
電気・ガス・水道業	3	2	2	2	3
その他の製造業	58	64	58 ①	57 ①	51
<b>鉱 業</b>	<b>11</b> ①	<b>4</b> ①	<b>5</b> ①	<b>6</b>	<b>2</b> ①
<b>建 設 業</b>	<b>502</b> ⑨	<b>481</b> ⑥	<b>455</b> ⑩	<b>399</b> ⑪	<b>325</b> ⑦
土 木 工 事 業	108 ①	109 ④	91	68 ②	79 ①
建 築 工 事 業	317 ⑦	317	294 ⑦	252 ⑥	184 ②
木造家屋等建築工事業	126 ③	138	101 ②	104 ②	80
その他の建設業	77 ①	55 ②	70 ③	79 ③	62 ④
<b>運 輸 業</b>	<b>441</b> ④	<b>413</b> ②	<b>392</b> ②	<b>336</b>	<b>323</b> ③
鉄道等・道路旅客運送業	146 ①	128	119 ①	104	94 ①
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	292 ③	281 ②	273 ①	231	225 ②
その他の運輸交通・港湾運送業	3	4	0	1	4
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>95</b>	<b>105</b> ①	<b>110</b> ①	<b>99</b> ②	<b>101</b> ③
林 業	57	63 ①	65 ①	55	51 ②
<b>商 業</b>	<b>395</b>	<b>350</b>	<b>369</b> ①	<b>351</b>	<b>326</b> ③
小 売 業	278	254	270 ①	238	249 ①
<b>金 融・ 広 告 業</b>	<b>45</b>	<b>41</b>	<b>56</b>	<b>42</b>	<b>28</b>
<b>保 健 衛 生 業</b>	<b>227</b>	<b>252</b>	<b>211</b> ②	<b>219</b>	<b>258</b> ①
社 会 福 祉 施 設	147	151	138	140	170
<b>接 客 娯 楽 業</b>	<b>169</b>	<b>198</b>	<b>177</b> ①	<b>165</b>	<b>167</b>
旅 館 業	37	42	38 ①	34	42
飲 食 店	96	113	108	104	96
ゴルフ場の事業	23	24	18	16	15
<b>清 掃・ と 畜 業</b>	<b>153</b> ④	<b>141</b>	<b>138</b> ②	<b>128</b>	<b>125</b>
ビルメンテナンス業	68 ①	53	68 ①	73	74
<b>そ の 他</b>	<b>191</b> ①	<b>218</b> ②	<b>199</b> ②	<b>199</b> ③	<b>205</b> ②
警 備 業	23	39 ①	23 ②	22	30

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

## 2 年別・業種別 労働災害発生状況 (平成22年～平成26年)

京都労働局

業 種 \ 年 別	22年	23年	24年	25年	26年
<b>全 産 業</b>	<b>2,324</b> ⑳	<b>2,570</b> ⑱	<b>2,469</b> ㉑	<b>2,488</b> ⑲	<b>2,325</b> ⑱
<b>製 造 業</b>	<b>481</b> ⑤	<b>524</b> ④	<b>477</b>	<b>480</b> ③	<b>423</b> ②
食 料 品 製 造 業	179	160 ①	154	163	132
繊維工業・繊維製品製造業	19	13	18	17	18
木材・木製品・家具等製造業	20	29	23	26	25
パルプ・紙・印刷・製本業	26 ①	46 ①	40	38	47
化 学 工 業	11 ①	28	23	18	14
窯業土石製品製造業	22 ①	21	22	21	14
鉄鋼・非鉄金属製造業	19	26	14	14 ①	13
金属製品製造業	66 ①	67 ①	63	65 ①	63 ①
一般機械器具製造業	35 ①	51 ①	33	36 ①	34
電気機械器具製造業	30	21	24	17	14
輸送用機械等製造業	8	17	11	13	8 ①
電気・ガス・水道業	1	3	6	2	6
その他の製造業	45	42	46	50	35
<b>鉱 業</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>6</b>
<b>建 設 業</b>	<b>328</b> ⑦	<b>351</b> ④	<b>358</b> ④	<b>341</b> ④	<b>353</b> ③
土 木 工 事 業	54 ①	67	85 ③	60 ②	68 ①
建 築 工 事 業	218 ②	227 ③	225	239 ②	233 ①
木造家屋等建築工事業	89	72 ①	80	92	73
その他の建設業	56 ④	57 ①	48 ①	42	52 ①
<b>運 輸 業</b>	<b>325</b> ③	<b>386</b> ②	<b>313</b> ②	<b>369</b> ②	<b>405</b> ⑤
鉄道等・道路旅客運送業	117	131	91 ①	121 ①	134
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	206 ③	254 ②	219 ①	246 ①	269 ⑤
その他の運輸交通・港湾運送業	2	1	3	2	2
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>107</b> ②	<b>100</b>	<b>107</b> ①	<b>92</b> ①	<b>81</b> ①
林 業	48 ①	53	60 ①	40 ①	38 ①
<b>商 業</b>	<b>335</b> ③	<b>375</b> ③	<b>363</b> ①	<b>361</b> ①	<b>345</b> ⑤
小 売 業	272 ③	274 ②	271 ①	264 ①	271 ②
<b>金 融・ 広 告 業</b>	<b>35</b>	<b>48</b>	<b>35</b>	<b>29</b>	<b>21</b>
<b>保 健 衛 生 業</b>	<b>219</b>	<b>251</b>	<b>277</b> ①	<b>320</b>	<b>243</b>
社 会 福 祉 施 設	143	180	195 ①	238	179
<b>接 客 娯 楽 業</b>	<b>178</b>	<b>215</b>	<b>194</b> ①	<b>175</b> ①	<b>169</b>
旅 館 業	44	51	41	35	32
飲 食 店	112	125	121	110 ①	108
ゴ ル フ 場 の 事 業	9	20	15 ①	14	12
<b>清 掃・ と 畜 業</b>	<b>109</b>	<b>120</b> ①	<b>151</b>	<b>125</b> ②	<b>114</b> ①
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	66	71	82	78 ①	57
<b>そ の 他</b>	<b>206</b>	<b>197</b> ④	<b>191</b> ①	<b>189</b> ②	<b>165</b> ①
警 備 業	42	39 ②	28 ①	33 ①	30

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

## 3-1 平成26年 労働災害発生状況 業種別 (対前年比較)

京都労働局

業 種	区 分	休業 4 日以上 の 死 傷 災 害				死 亡 災 害		
		26 年	25 年	対前年 増 減	増減率 (%)	26 年	25 年	対前年 増 減
<b>全 産 業</b>		<b>2,325</b>	<b>2,488</b>	<b>-163</b>	<b>-6.6</b>	<b>18</b>	<b>16</b>	<b>2</b>
<b>製 造 業</b>		<b>423</b>	<b>480</b>	<b>-57</b>	<b>-11.9</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>-1</b>
食 料 品 製 造 業		132	163	-31	-19.0			
繊維工業・繊維製品製造業		18	17	1	5.9			
木材・木製品・家具等製造業		25	26	-1	-3.8			
パルプ・紙・印刷・製本業		47	38	9	23.7			
化 学 工 業		14	18	-4	-22.2			
窯業土石製品製造業		14	21	-7	-33.3			
鉄鋼・非鉄金属製造業		13	14	-1	-7.1		1	-1
金属製品製造業		63	65	-2	-3.1	1	1	
一般機械器具製造業		34	36	-2	-5.6		1	-1
電気機械器具製造業		14	17	-3	-17.6			
輸送用機械等製造業		8	13	-5	-38.5	1		1
電気・ガス・水道業		6	2	4	200.0			
その他の製造業		35	50	-15	-30.0			
<b>鉱 業</b>		<b>6</b>	<b>7</b>	<b>-1</b>	<b>-14.3</b>			
<b>建 設 業</b>		<b>353</b>	<b>341</b>	<b>12</b>	<b>3.5</b>	<b>3</b>	<b>4</b>	<b>-1</b>
土 木 工 事 業		68	60	8	13.3	1	2	-1
建 築 工 事 業		233	239	-6	-2.5	1	2	-1
木造家屋等建築工事業		73	92	-19	-20.7			
その他の建設業		52	42	10	23.8	1		1
<b>運 輸 業</b>		<b>405</b>	<b>369</b>	<b>36</b>	<b>9.8</b>	<b>5</b>	<b>2</b>	<b>3</b>
鉄道等・道路旅客運送業		134	121	13	10.7		1	-1
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		269	246	23	9.3	5	1	4
その他の運輸交通・港湾運送業		2	2	±0	-			
<b>農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業</b>		<b>81</b>	<b>92</b>	<b>-11</b>	<b>-12.0</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	
林 業		38	40	-2	-5.0	1	1	
<b>商 業</b>		<b>345</b>	<b>361</b>	<b>-16</b>	<b>-4.4</b>	<b>5</b>	<b>1</b>	<b>4</b>
小 売 業		271	264	7	2.7	2	1	1
<b>金 融 ・ 広 告 業</b>		<b>21</b>	<b>29</b>	<b>-8</b>	<b>-27.6</b>			
<b>保 健 衛 生 業</b>		<b>243</b>	<b>320</b>	<b>-77</b>	<b>-24.1</b>			
社 会 福 祉 施 設		179	238	-59	-24.8			
<b>接 客 娯 楽 業</b>		<b>169</b>	<b>175</b>	<b>-6</b>	<b>-3.4</b>		<b>1</b>	<b>-1</b>
旅 館 業		32	35	-3	-8.6			
飲 食 店		108	110	-2	-1.8		1	-1
ゴルフ場の事業		12	14	-2	-14.3			
<b>清 掃 ・ と 畜 業</b>		<b>114</b>	<b>125</b>	<b>-11</b>	<b>-8.8</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>-1</b>
ビルメンテナンス業		57	78	-21	-26.9		1	-1
<b>そ の 他</b>		<b>165</b>	<b>189</b>	<b>-24</b>	<b>-12.7</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>-1</b>
警 備 業		30	33	-3	-9.1		1	-1

資料：休業 4 日以上 の 死 傷 者 数 は 労働者死傷病報告 による。死亡者数は死亡災害報告 による。

# 3-2 平成26年 労働災害発生状況

## 業種別・起因物別

業種	起因物		動力機械			物上げ装置・運搬機械			その他の装置等				構築物・建築物等		物質材料		荷	環境等	その他	合計			
	原動機	動力伝導機構	動力木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	クレーン等	動力運搬機械	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・釜等	電気設備	工人力機械等	用具					その他の設備	構築物・建築物等	有害物質等
<b>全産業</b>	<b>4</b>	<b>46</b>	<b>20</b>	<b>42</b>	<b>101</b>	<b>22</b>	<b>200</b>	<b>257</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>5</b>	<b>140</b>	<b>221</b>	<b>66</b>	<b>590</b>	<b>17</b>	<b>156</b>	<b>151</b>	<b>104</b>	<b>175</b>	<b>2,325</b>
製造業	3	11	2	31	72	7	26	8	2	1	1	1	5	29	39	17	80	10	41	28	5	10	423
食品製造業					25		5	1	1					16	15	8	37	4	4	11	1	3	132
繊維工業・繊維製品製造業					5	1	1	1								1	7	1			1	1	18
木材・木製品・家具等製造業		11	1	1	1		1	1							2			3	3	2	1	1	25
パルプ・紙・印刷・製本業					18		2	1						1	4		6	4	4	3	1	2	47
化学工業					4									3	1		4	1		1	1		14
窯業・土石製品製造業					2		3	1							2	1	2	2	1			1	14
鉄鋼・非鉄金属製造業					1		1	1							4		2	2	2	1			13
金属製品製造業	1				14	4	5	1						1		3	5	16	7			2	63
一般機械器具製造業					5	2	1	1						4	6	1	3	1	8	1			34
電気機械器具製造業					1	1	1	1						2		2	4	1	1	1			14
電気輸送用機械等製造業					1	1	1	1						1	2	1	1	1	1			1	8
電気・ガス・水道業	2				2	8	1	5	1					1	2	1	8	2	2			1	6
その他の製造業					8	1	1	1						1	2	1	1	1	2			1	35
<b>鉱業</b>							<b>4</b>								<b>1</b>		<b>1</b>						<b>6</b>
建設業		15	14	7	8	7	24	14	2		2		2	15	57	4	103	1	53	10	13	4	353
土木工事業			7	3	2	2	8	1						4	8		13	1	10		9		68
建築工事業		15	6	3	4	2	8	10	2		2			10	37	2	79	39	8	8	4	4	233
木造家屋等建築工事業		8	1	1	1	1	3	3						4	14	1	29	10	1	1			73
その他の建設業			1	1	2	3	8	3					2	1	12	2	11	4	2				52
運輸業		2	1	1	1	5	94	84	1		1			20	20	8	85	1	15	43	11	13	405
鉄道等・道路旅客運送業		2			1		74	74	1					3	1	2	31			5	2	12	134
道路貨物運送・陸上貨物取扱業			1	1		5	94	10						17	19	6	54	1	15	36	9	1	269
その他の運輸交通・港湾運送業																				2			2
農林・畜産・水産業		10			3	1	3								5	2	6	2	2	1	43	5	81
林業		8			2		1										1	2	1	1	23		38
商業		3	3	1	7	1	16	52						2	27	11	100	1	13	42	6	22	345
小売業		1	2	1	5	7	7	46						2	25	9	79	7	7	33	4	19	271
金融・広告業								4						1	2	2	10					2	21
保健衛生業					1			44						16	8	5	62		2	5	5	95	243
社会福祉施設							38							13	6	2	38		2	3	4	73	179
接客娯楽業					6		1	8	1					23	20	9	48	4	17	10	12	10	169
旅館								1						1	3	4	17		2		3	1	32
飲食店					4			6	1					22	11	4	24	4	15	7	5	5	108
ゴルフ場の事業					1		1	1							3	2	2				3	1	12
清掃・と畜業	1	3		1	3	1	18	3						5	12	4	39		8	7	2	7	114
ビルメンテナンス業	1					1		1						3	7	4	30		4	2	2	2	57
その他の業		2		1	1		14	40						3	19	6	56		5	5	7	7	165
警備業		1					4	7							2		12			1	1	2	30

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

3-3 平成26年 労働災害発生状況 業種別・事故の型別

業種	事故の型	墜落	転倒	転倒	激突	激突	落下	倒壊	激突	巻き込まれ	切れこすれ	踏み抜き	おぼれ	物との接触	高温・低温	有害物の接触等	感電	爆発	破裂	火災	(交通) (道路)	(交通) (その他)	無理な反動	その他	合計
<b>全産業</b>		<b>386①</b>	<b>452</b>	<b>134</b>	<b>89②</b>	<b>270②</b>	<b>156</b>	<b>5</b>	<b>52</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>239⑥</b>	<b>343</b>	<b>24③</b>	<b>2,325⑩</b>										
<b>製造業</b>		<b>45</b>	<b>62</b>	<b>25</b>	<b>12</b>	<b>135①</b>	<b>36</b>	<b>14</b>	<b>2</b>	<b>6</b>	<b>47</b>	<b>2①</b>	<b>2</b>	<b>3</b>	<b>2</b>	<b>239⑥</b>	<b>423②</b>								
食料品製造業		10	36	8	4	31	18	8	1	1	13	1	132												
繊維工業・繊維製品製造業		2	6	1	1	4	6	1	1	1	2	1	18												
木材・木製品・家具等製造業		4	1	1	4	6	6	1	1	1	2	1	25												
パルプ・紙・印刷・製本業		3	3	3	2	22	1	1	1	1	8	1	47												
化学工業		3	1	3	2	4	1	1	1	1	1	1	14												
窯業土石製品製造業		3	2	1	1	5	1	2	2	14	2	14													
鉄鋼・非鉄金属製造業		1	1	3	2	3	1	13	1	13	3	13													
金属製品製造業		7	4	3	1	25	4	2	2	63①	10	2①	63①												
一般機械器具製造業		1	4	3	2	12	1	1	1	34	3	1	34												
電気機械器具製造業		3	2	2	1	4	1	1	1	14	2	1	14												
輸送用機械等製造業		2	1	1	3①	3①	1	1	1	8①	1	1	8①												
電気・ガス・水道業		2	3	1	1	16	3	1	1	6	2	2	6												
その他の製造業		6	3	1	2	3	3	1	1	35	3	3	35												
<b>鉱業</b>		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>6</b>								
<b>建設業</b>		<b>128①</b>	<b>32</b>	<b>20</b>	<b>15</b>	<b>25</b>	<b>34</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>26</b>	<b>26</b>	<b>11</b>	<b>26</b>	<b>1</b>	<b>353③</b>										
土木工事業		18	5	7	9	11	3	1	1	3	2	2	3	68①											
建築工事業		88①	26	10	18	10	30	3	1	21	4	4	21	1	233①										
木造家屋等建築工事業		28	10	1	5	4	14	2	2	6	5	5	6	1	73										
その他の建設業		22	1	3	4	4	1	1	1	2①	2①	2①	2	1	52①										
<b>運輸業</b>		<b>65</b>	<b>56</b>	<b>32</b>	<b>12</b>	<b>38</b>	<b>5</b>	<b>7</b>	<b>1</b>	<b>82④</b>	<b>70</b>	<b>3</b>	<b>405⑤</b>												
鉄道等・道路旅客運送業		4	25	10	2	3	3	1	1	63	18	2	134												
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		61	31	22	10	35	2	7	7	19④	50	1	269⑤												
その他の運輸交通・港湾運送業		21	8	4	9	6	12	1	1	1	3	1	81①												
農林・畜産・水産業		3	3	1	6	3	10	1	1	38①	1	1	38①												
林業		46	95	21	13①	16	26	6	6	49①	54	7②	345⑤												
商業		30	81	13	10①	8	24	5	5	43①	45	3	271②												
金融・広告業		4	9							6	2	21													
保健衛生業		11	61	10	4	8	2	1	1	43	92	5	243												
社会福祉施設		5	36	9	2	5	2	1	1	39	71	5	179												
接客娯楽業		16	41	5	7	11	32	17	2	5	22	2	169												
旅館		6	10	2	3	2	1	1	1	5	5	1	32												
飲食店		4	23	3	3	8	30	16	2	5	11	2	108												
ゴルフ場の事業		1	5		2	1					2	1	12												
清掃・と畜業		20	37	11	4	14①	6	2	3	3	12	1	114①												
ビルメンテナンス業		12	29	5	1	3	1	1	1	1	4	1	57												
その他		29	50	6	4	7	3	2	2	33①	15	2	165①												
警備業		4	9	2	2	2	1	1	1	8	4	1	30												

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

### 3-4 労働災害発生状況 監督署別 (対前年比較)

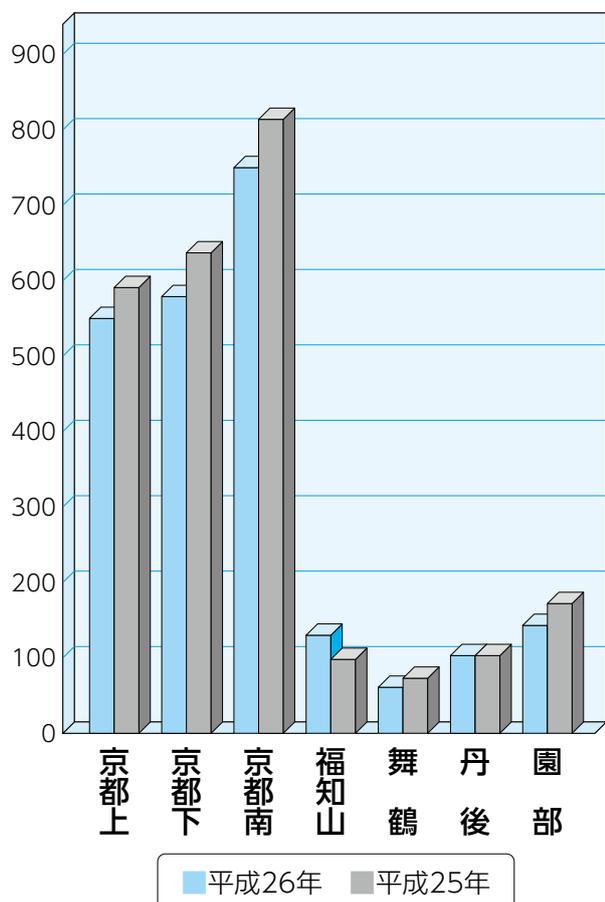
京都労働局

	休業4日以上の死傷災害					
	平成26年		平成25年		増減数・率	
	死傷災害	構成比(%)	死傷災害	構成比(%)	増減数	増減率(%)
<b>京都労働局</b>	<b>2,325<sup>⑱</sup></b>	<b>100.0%</b>	<b>2,488<sup>⑰</sup></b>	<b>100.0%</b>	<b>-163<sup>②</sup></b>	<b>-6.6%</b>
京 都 上	561	24.1%	591 <sup>③</sup>	23.8%	-30 <sup>③</sup>	-5.1%
京 都 下	578 <sup>①</sup>	24.9%	637 <sup>①</sup>	25.6%	-59 <sup>①</sup>	-9.3%
京 都 南	750 <sup>⑩</sup>	32.3%	814 <sup>⑧</sup>	32.7%	-64 <sup>②</sup>	-7.9%
福 知 山	130 <sup>③</sup>	5.6%	98 <sup>①</sup>	3.9%	32 <sup>②</sup>	32.7%
舞 鶴	61 <sup>②</sup>	2.6%	73	2.9%	-12 <sup>②</sup>	-16.4%
丹 後	102	4.4%	103 <sup>③</sup>	4.1%	-1 <sup>③</sup>	-1.0%
園 部	143 <sup>②</sup>	6.2%	172	6.9%	-29 <sup>②</sup>	-16.9%

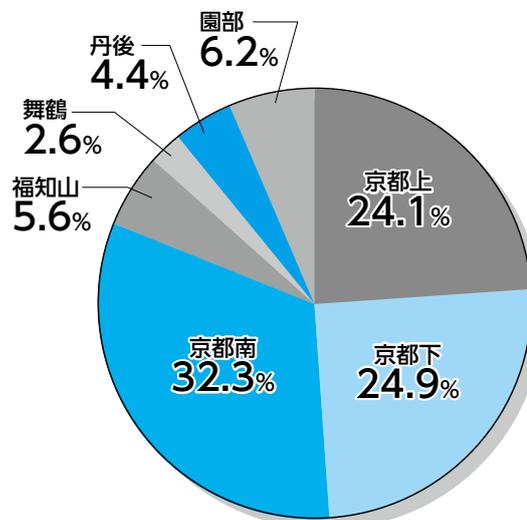
※休業4日以上の死傷者数は労働者死傷病報告による。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

注)京都市右京区京北各町で発生した災害については、1月から3月までの発生分も京都上署に含まれる。

監督署別 対前年同期比較



監督署別 発生割合



### 3-5 労働災害発生状況 事業場規模別

京都労働局

業種 \ 規模	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	合計
<b>全 産 業</b>	<b>548⑥</b>	<b>579⑥</b>	<b>302③</b>	<b>331①</b>	<b>391②</b>	<b>174</b>	<b>2,325⑱</b>
製 造 業	79	116	61	64	72②	31	423②
鉱 業	1	5	0	0	0	0	6
建 設 業	245③	81	18	7	2	0	353③
運 輸 業	21	82②	61②	77①	130	34	405⑤
農林・畜産・水産業	48	16	14①	3	0	0	81①
商 業	72②	97③	48	53	41	34	345⑤
金 融・広 告 業	2	7	2	1	2	7	21
保 健 衛 生 業	18	54	36	46	58	31	243
接 客 娯 楽 業	19	65	32	23	19	11	169
清 掃・と 畜 業	20	22①	15	27	17	13	114①
そ の 他	23①	34	15	30	50	13	165①

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

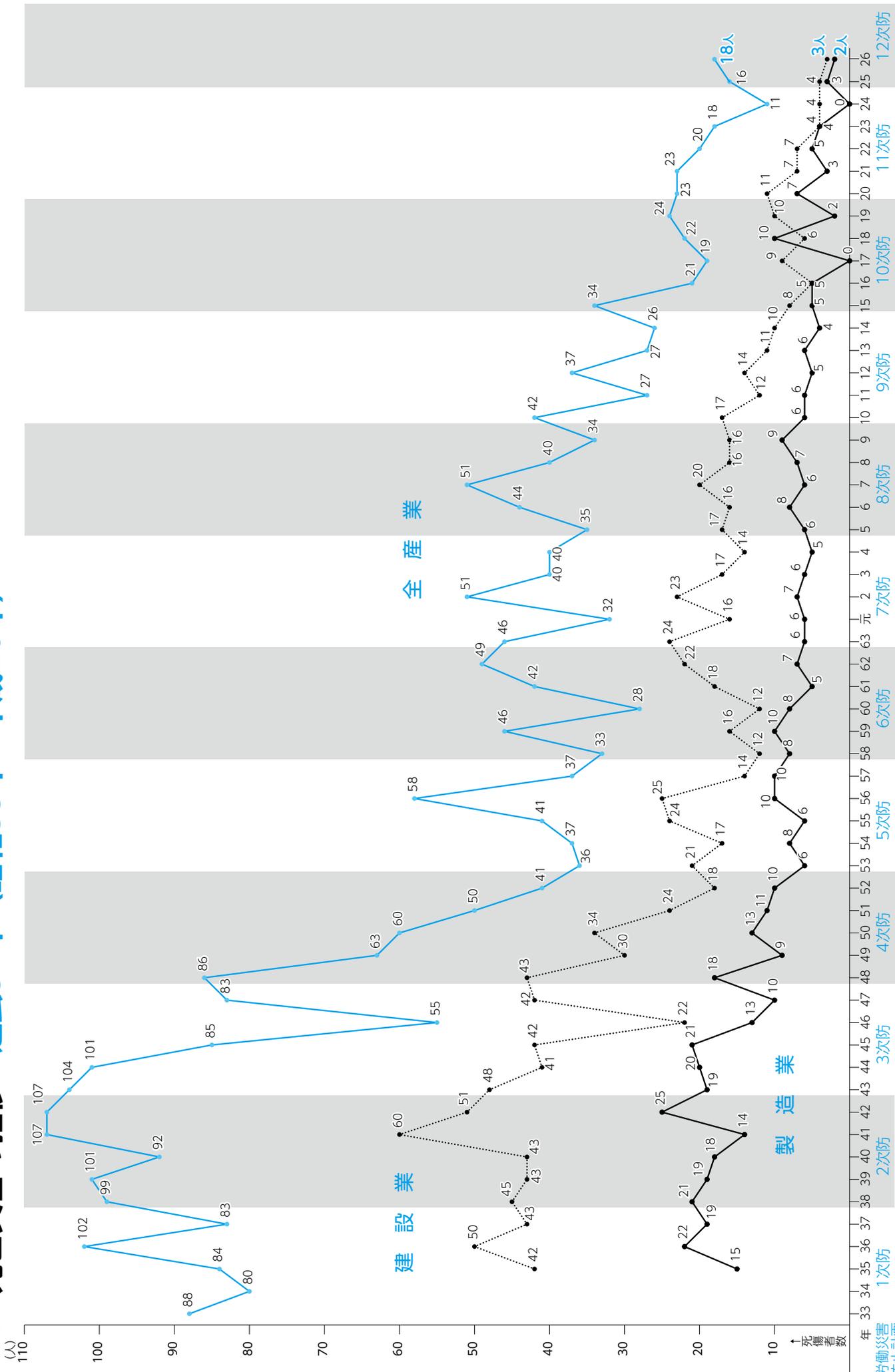
### 3-6 労働災害発生状況 年齢別

京都労働局

業種 \ 規模	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	合計
<b>全 産 業</b>	<b>50</b>	<b>287①</b>	<b>405②</b>	<b>535⑦</b>	<b>479④</b>	<b>569④</b>	<b>2,325⑱</b>
製 造 業	8	52①	86	111①	69	97	423②
鉱 業	0	0	0	3	1	2	6
建 設 業	12	54	69	81①	59①	78①	353③
運 輸 業	4	41	76	112③	96②	76	405⑤
農林・畜産・水産業	0	13	18	17①	10	23	81①
商 業	6	49	53②	64①	76	97②	345⑤
金 融・広 告 業	0	2	9	3	5	2	21
保 健 衛 生 業	3	17	36	61	72	54	243
接 客 娯 楽 業	16	35	20	24	28	46	169
清 掃・と 畜 業	1	8	12	17	28①	48	114①
そ の 他	0	16	26	42	35	46①	165①

資料：労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数。○数字は死亡災害報告による死亡者数。

# 4 死亡災害の推移 (過去57年 (昭和33年～平成26年))



資料：死亡災害報告

### 5-1 平成26年 死亡災害発生状況 業種別・起因物別

京都労働局

業種	起 因 物						物 上 げ 装 置 運 搬 機 械			そ の 他 の 装 置 等							仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等		物 質 ・ 材 料		環 境 等	そ の 他	合 計				
	原 動 機	動 力 伝 導 機 構	木 材 加 工 用 機 械	建 設 用 機 械	金 属 加 工 用 機 械	一 般 動 力 機 械	動 力 ク レ ン 等	動 力 運 搬 機 物	乗 物	圧 力 容 器	化 学 設 備	溶 接 装 置	炉 ・ 釜 等	電 気 設 備	人 力 機 械 工 具 等	用 具	そ の 他 の 装 置 ・ 設 備	仮 設 物 ・ 建 築 物 ・ 構 築 物 等	危 険 物 ・ 有 害 物 等	材 料							
<b>全 産 業</b>							<b>8</b>	<b>1</b>						<b>1</b>		<b>1</b>		<b>1</b>		<b>1</b>					<b>2</b>	<b>3</b>	<b>18</b>
製 造 業							1																		1	2	
鉱 業																											
建 設 業													1						1					1		3	
運 輸 業							5																			5	
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業																								1		1	
商 業								1							1					1					2	5	
接 客 娯 楽 業																											
清 掃 ・ と 畜 業							1																			1	
そ の 他							1																			1	
25 年			1				1	3					1		1		2							5	2	16	
24 年			1				4	2						1	1									2		11	
23 年			1				2	2	3						1		4		1			1	1	3		18	

資料：死亡災害報告

### 5-2 平成26年 死亡災害発生状況 業種別・事故の型別

京都労働局

業種	事故の型	事 故 の 型																合 計	25 年	24 年	23 年						
		転 落	転 倒	激 突	落 下	倒 壊	激 突 され	巻き 込ま れ	は さま れ	こ 切 ら れ	踏 み ば ぎ	お ぼ れ	物 と の 接 触	高 温 低 温 と の 接 触	有 害 物 と の 接 触	感 電	爆 発					破 裂	火 災	( 道 路 事 故 )	( そ の 他 )	無 理 な 動 作	動 作 の 反 動
<b>全 産 業</b>		<b>1</b>			<b>1</b>	<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>							<b>1</b>					<b>6</b>			<b>3</b>	<b>18</b>	<b>16</b>	<b>11</b>	<b>18</b>
製 造 業							1																1	2	3		4
鉱 業																											
建 設 業	1				1									1										3	4	4	4
運 輸 業						1														4				5	2	2	2
農 林 ・ 畜 産 ・ 水 産 業						1																		1	1	1	
商 業					1	1														1			2	5	1	1	3
接 客 娯 楽 業																									1	1	
清 掃 ・ と 畜 業							1																	1	2		1
そ の 他																				1				1	2	2	4
25 年	4				1		1	1				2		1						4			2	16			
24 年	2	1		1	1	1						1								4				11			
23 年	4	1			2	1	1												1	4			3	18			

資料：死亡災害報告

## 6 平成26年 死亡災害一覧

京都労働局

No.	災害発生月時	業種	起 因 物	事 故 の 型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	1月 19時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男50代 10～29人	荷物の配達作業中、道路にトラックを止め、運転席から降りたところ、トラックが不意に動き出し、これに轢かれて被災した。
2	3月 10時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男40代 10～29人	荷を積み走行中、ゆるやかなカーブの道路で被災者が運転する大型トラックが対向車線の歩道の縁石に乗り上げて横転し街路樹に衝突、被災者は頭を強く打って1時間後に死亡した。
3	3月 23時	商業 (その他の商業その他)	起 因 物 な し (起 因 物 な し)	その他	男40代 1～9人	長時間の時間外労働により、帰宅途中に意識不明となり死亡に至った。
4	5月 12時	製造業 (その他の金属製品製造業)	起 因 物 な し (起 因 物 な し)	その他	男40代 100～299人	長時間の時間外労働により、昼休憩中に突然倒れて死亡に至った。
5	6月 18時	建設業 (鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業)	仮設物・建築物・ 構築物等 (屋根、はり、もや、けた、合掌)	墜落、転落	男50代 50～99人	マンション外壁改修工事現場の屋上で、ゴンドラ用ワイヤーロープ及びライフラインの引揚回収を終えた被災者が、当該屋上から42.6メートル下に転落し、死亡した。
6	6月 14時	農林業 (木材伐出業)	環境等 (立木等)	激突され	男40代 30～49人	間伐作業を行っていた被災者は、胸高直径約37センチメートルのアカマツの枯損木を伐倒したが、付近のヒノキの立木にかかってしまったため、かかっている枯損木の元玉切りを行ったところ、枯損木の幹が上空で折れ、長さ約6.5メートル、直径約20センチメートルの幹が被災者に激突し、外傷性出血性ショックで死亡した。
7	6月 12時	商業 (その他の卸売業)	起 因 物 な し (起 因 物 な し)	その他	男30代 10～29人	資材販売会社の施工管理業務において、長時間労働等により、体調不良を起こし緊急搬送され、11日後死亡した。
8	6月 6時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	激突され	男40代 1～9人	コンビニエンスストア前の側道に貨物自動車を停車させ、店内で買い物をしていた被災者は、貨物自動車が動いていることに気づいたため、あわてて車の前に回り込んだところ、電柱と貨物自動車に体を挟まれ、死亡した。
9	8月 3時	その他の事業 (その他の事業その他)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男70代 1～9人	国道を10tダンプトラックで北進中の被災者が、交差点北側の中央分離帯に正面から乗り上げ、水銀灯のポールに激突し、死亡した。
10	8月 15時	商業 (卸売業)	材料 (金属材料)	崩壊、倒壊	男70代 1～9人	金属製廃棄物を(重量:約2～3トン)を斜めに立て、ガス溶断により小割り作業を行っていた被災者が、下部の突起物を溶断していたところ、突然、当該廃棄物が崩壊し、地面との間に挟まれ、死亡した。
11	8月 2時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男50代 30～49人	片側1車線の緩やかなカーブの国道で、大型トレーラーと、大型トラックが正面衝突し、大型トレーラーの運転手が全身を強く打ち、まもなく死亡。大型トラックの運転手は手に軽傷を負った。
12	9月 5時	商業 (新聞販売業)	乗物 (乗用車、バス、バイク)	交通事故 (道路)	男60代 10～29人	国道を自転車で南進中の被災者が、後方から南進してきた乗用車に激突され、死亡した。
13	9月 11時	清掃業 (その他の廃棄物処理業)	動力運搬機 (トラック)	はさまれ、 巻き込まれ	男50代 10～29人	被災者が事業場構内でダンプトラック(4トン車、産業廃棄物埋め立て用砂利を積載)を運転し荷を運搬中、構内の坂道で停車し降車していた際に、当該トラックが逸走したため、被災者が当該トラックを止めようと近づいたところ当該トラックにひかれ、腹部の大量出血により死亡した。
14	9月 18時	商業 (その他の小売業)	用具 (その他の用具)	飛来、落下	男30代 10～29人	新車フォークリフトの組立て作業中、バックレスト部分の下敷きになり死亡した。
15	10月 5時	運輸業 (一般貨物自動車運送業)	動力運搬機 (トラック)	交通事故 (道路)	男40代 30～49人	国道を4トントラックで南進中、道路左脇のガードレールに激突し、その後、バス停に停車中の大型トラック後部に追突し、死亡した。
16	11月 4時	製造業 (自動車・同付属品製造業)	動力運搬機 (コンベア)	はさまれ、 巻き込まれ	男20代 100～299人	鋳物工場の地下ピットに設置されている砂回収ベルトコンベアに身体を巻き込まれて被災し、2日後に死亡した。
17	12月 15時	建設業 (電気通信工事業)	電気設備 (電力設備)	感電	男70代 1～9人	電気室において後日実施する電気設備工事に係る作業の打ち合わせを行っていたところ、被災者の左手が高圧真空電磁接触器の充電部(交流電圧6600V)に触れたため感電し、入院したが2日後に死亡した。
18	12月 12時	建設業 (上下水道工事業)	環境等 (地山、岩石)	崩壊、倒壊	男40代 1～9人	水道管布設工事現場の溝掘削内(深さ約1.6メートル)に、被災者が立ち入ったところ、溝側部の地山が崩壊し、上部にあったアスファルト塊及び土砂が被災者の腹部に落下、下半身が埋まり、約7時間後に死亡した。

全産業 18

【製造業 2：鋳 業 0：建設業 3：運輸業 5：農林業 1：商 業 5：その他 2】

## 7 平成26年 定期健康診断実施状況 (業種別)

京都労働局

業種	区分	健診実施 事業場数	受診者数	所見のあった者		
				人数	有所見率 (%)	全国有所見率 (%)
<b>全産業</b>		<b>2,302</b>	<b>262,949</b>	<b>133,952</b>	<b>50.94</b>	<b>53.20</b>
<b>製造業</b>		<b>585</b>	<b>76,488</b>	<b>36,508</b>	<b>47.73</b>	<b>51.76</b>
食品製造		119	13,476	7,178	53.27	54.44
繊維工業		11	945	454	48.04	55.32
衣服・繊維		5	350	173	49.43	55.40
木材・木製		3	416	188	45.19	58.15
家具・装備		3	120	66	55.00	55.87
パルプ等		15	940	476	50.64	53.80
印刷・製本		35	4,267	1,704	39.93	52.51
化学工業		59	6,224	2,905	46.67	51.41
窯業・土石		16	2,216	1,168	52.71	57.11
鉄鋼業		10	774	361	46.64	51.68
非鉄金属						53.60
金属製品		32	2,938	1,263	42.99	54.93
一般機器		97	14,523	7,091	48.83	50.44
電気機器		98	15,654	6,769	43.24	50.78
輸送機器		25	6,408	2,565	40.03	45.70
電気・ガス		13	2,315	1,652	71.36	64.40
他の製造		44	4,922	2,495	50.69	52.80
<b>鉱業</b>		<b>2</b>	<b>48</b>	<b>42</b>	<b>87.50</b>	<b>72.99</b>
<b>建設業</b>		<b>44</b>	<b>3,711</b>	<b>2,220</b>	<b>59.82</b>	<b>62.59</b>
土木工事		6	617	427	69.21	69.88
建築工事		23	1,717	1,049	61.09	61.77
他の建設		15	1,377	744	54.03	59.87
<b>運輸交通業</b>		<b>194</b>	<b>21,087</b>	<b>12,622</b>	<b>59.86</b>	<b>60.97</b>
鉄道等		30	3,897	1,825	46.83	43.48
道路旅客		92	12,076	7,968	65.98	71.98
道路貨物		72	5,114	2,829	55.32	58.94
他の運輸		0	0	0		51.75
<b>貨物取扱業</b>		<b>17</b>	<b>1,152</b>	<b>607</b>	<b>52.69</b>	<b>54.84</b>
陸上貨物		15	1,058	553	52.27	54.22
港湾運送		2	94	54	57.45	56.92
<b>農林業</b>		<b>2</b>	<b>96</b>	<b>22</b>	<b>22.92</b>	<b>67.15</b>
畜産・水産業						60.20
<b>商業</b>		<b>428</b>	<b>32,683</b>	<b>16,929</b>	<b>51.80</b>	<b>54.07</b>
金融・広告業		63	10,829	5,674	52.40	51.02
映画・演劇業		2	46	8	17.39	52.86
<b>通信業</b>		<b>37</b>	<b>6,216</b>	<b>3,574</b>	<b>57.50</b>	<b>57.12</b>
<b>教育・研究業</b>		<b>124</b>	<b>21,082</b>	<b>10,708</b>	<b>50.79</b>	<b>53.26</b>
<b>保健衛生業</b>		<b>401</b>	<b>49,759</b>	<b>24,181</b>	<b>48.60</b>	<b>47.95</b>
<b>接客娯楽業</b>		<b>118</b>	<b>7,260</b>	<b>3,507</b>	<b>48.31</b>	<b>51.12</b>
<b>清掃・と畜業</b>		<b>63</b>	<b>5,547</b>	<b>3,563</b>	<b>64.23</b>	<b>67.25</b>
<b>官公署</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		<b>62.14</b>
<b>他の事業</b>		<b>222</b>	<b>26,945</b>	<b>13,787</b>	<b>51.17</b>	<b>54.37</b>

資料：定期健康診断結果報告

(注) 1「健診実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。

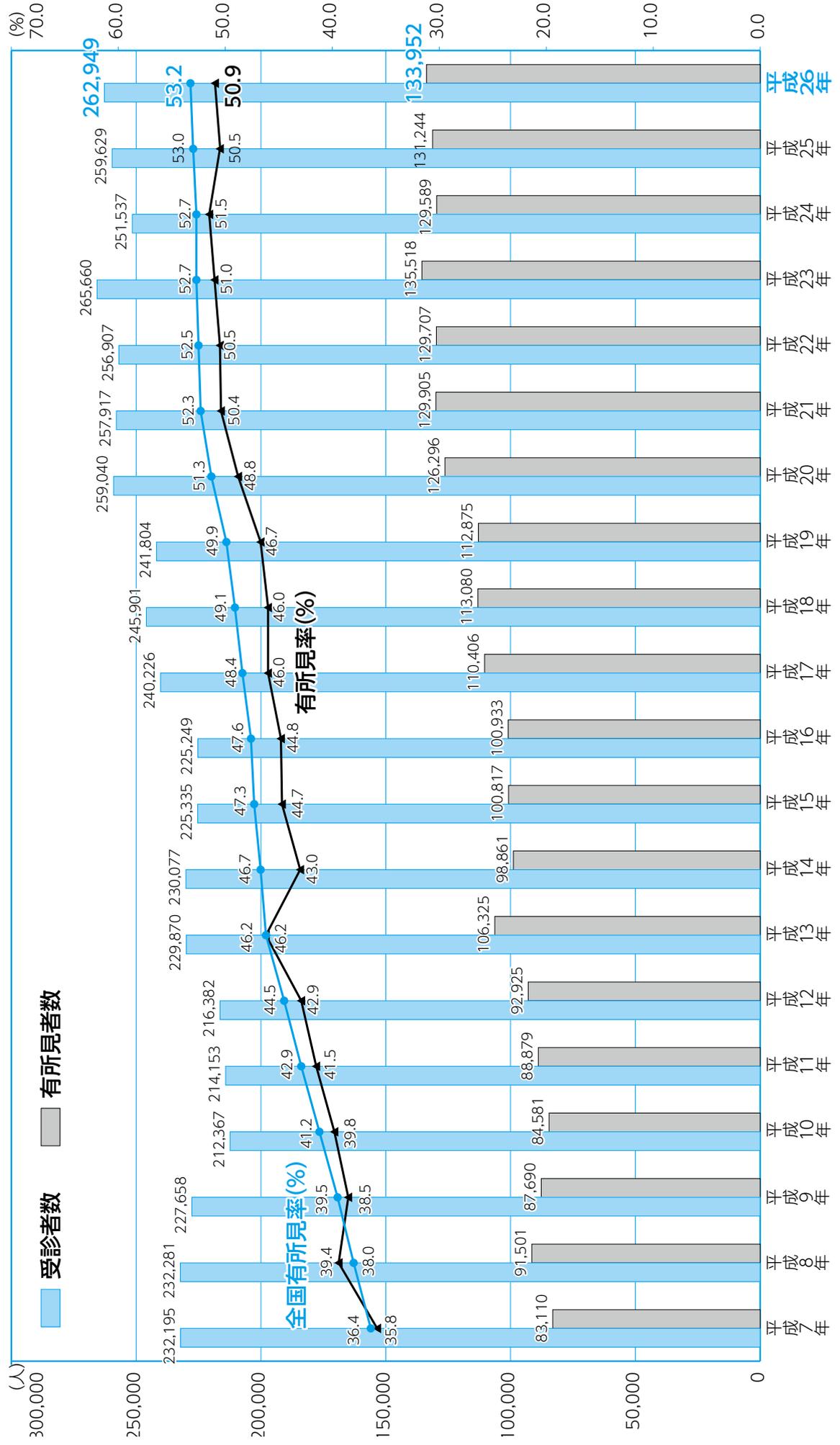
2「所見のあった者」の人数は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数である。

3「有所見率」は、所見のあった人数(他覚所見のみを除く)を受診者で割った値である。

## 8 定期健康診断の実施状況

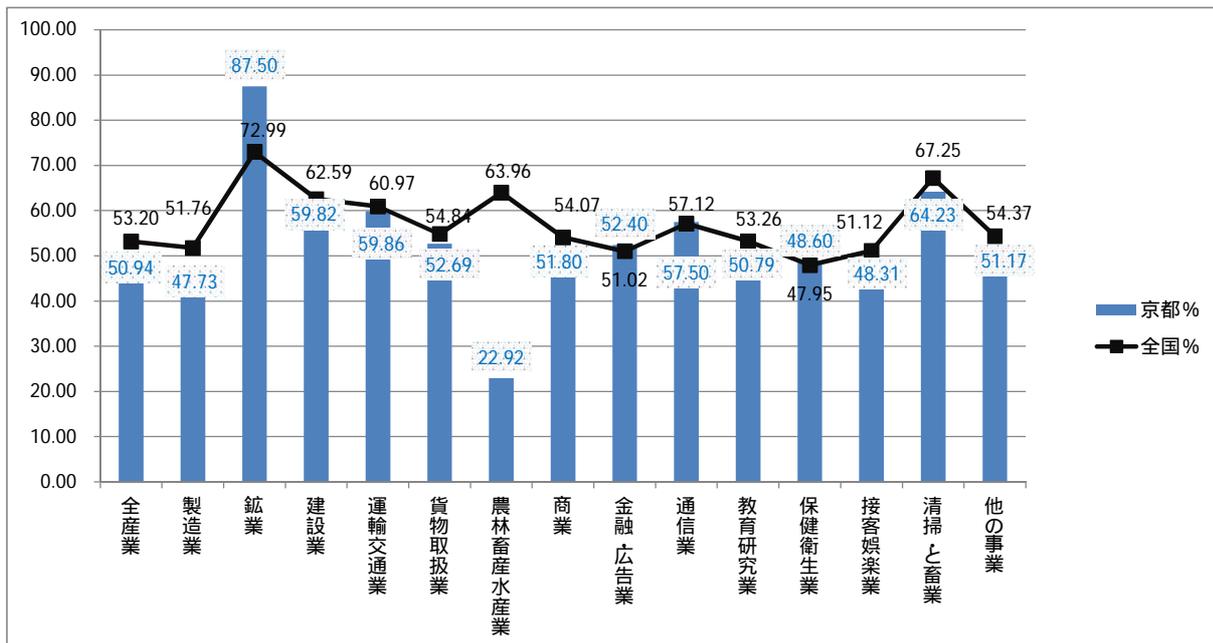
平成26年の定期健康診断の有所見率は、50.94%で前年比較で0.39%増加を示した。検査項目別では生活習慣病に関連する「血中脂質」「血圧」「肝機能」の順に有所見率が特に高い。

### 8-1 定期健康診断有所見率 (%) 等の推移 (過去20年間)



資料：定期健康診断結果報告

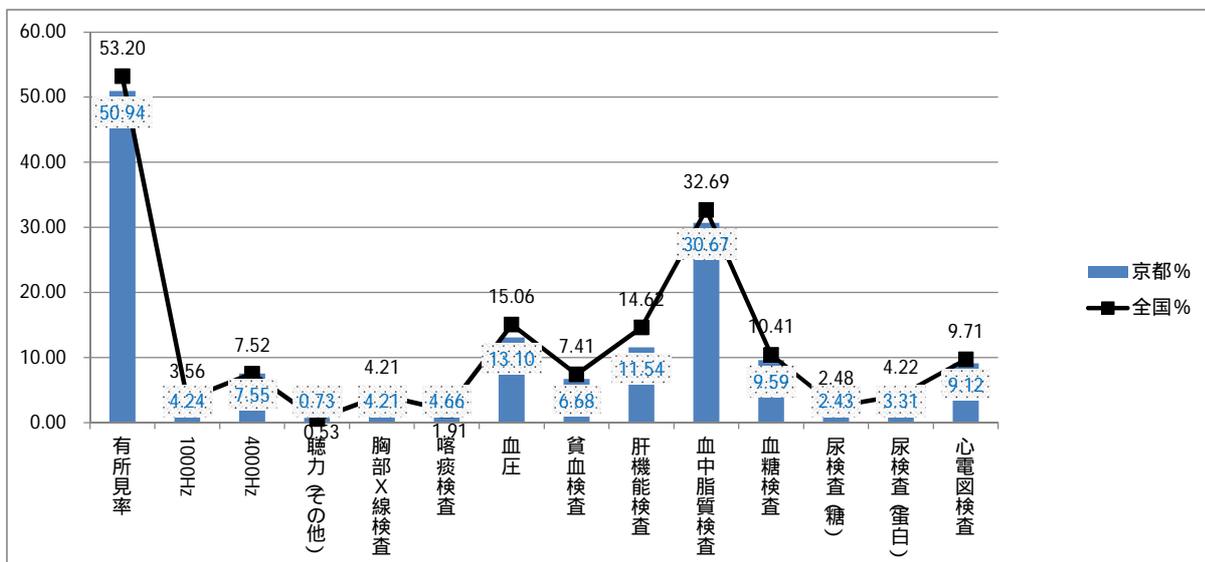
## 8 - 2 定期健康診断 業種別 有所見率 (%) (平成26年) 訂正版



資料:定期健康診断結果報告

金融広告業と保健衛生業に関し、全国有所見率の数字と京都有所見率の数字とが入れ替わっていました。どちらの業種とも、正しくは京都の有所見率(青字)が全国の有所見率(黒字)を上回っています。

## 8 - 3 定期健康診断 健診項目別 有所見率 (%) (平成26年全産業)



資料:定期健康診断結果報告

## 9 平成26年 特殊健康診断実施状況 (対象業務別)

京都労働局

対象業務	区分	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者 有所見率(全国)
				人数	有所見率(%)	
特殊健康診断合計		1,928	50,916	3,185	6.26	5.79
有機溶剤		739	13,304	1,408	10.58	5.80
鉛		110	2,120	65	3.07	1.86
四アルキル鉛		0	0	0		0.00
電離放射線		297	6,442	489	7.59	7.31
除染電離放射線		1	17	0	0.00	9.84
高気圧		3	42	21	54.76	4.82
特定化学物質		381	9,733	89	0.91	1.06
ベンジジン		1	4	0	0.00	0.00
四-アミノジフェニル		1	1	0	0.00	0.00
ベンゼン含有ゴムのり		1	6	5	83.33	1.71
ジクロロベンジジン		1	2	0	0.00	1.94
塩素化ビフェニル		8	81	0	0.00	0.66
オルトトリジン		1	2	0	0.00	3.07
ジアニジジン		1	3	0	0.00	2.85
ベリリウム		9	34	0	0.00	2.38
アクリルアミド		27	212	0	0.00	0.64
アクリロニトリル		10	51	0	0.00	0.94
アルキル水銀化合物		3	3	0	0.00	1.29
エチレンイミン		5	16	0	0.00	1.01
塩化ビニル		3	8	0	0.00	1.59
塩素		23	392	0	0.00	0.97
オーラミン		1	2	0	0.00	7.55
カドミウム		12	66	0	0.00	1.58
クロム酸		44	349	1	0.29	1.04
クロロメチルメチルエーテル		1	5	0	0.00	0.80
五酸化バナジウム		10	179	48	26.82	2.58
コールドール		10	800	0	0.00	0.39
シアン化カリウム		23	280	1	0.36	1.32
シアン化水素		4	72	0	0.00	0.61
シアン化ナトリウム		12	700	0	0.00	1.25
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		5	58	0	0.00	3.63
臭化メチル		3	54	0	0.00	0.71
重クロム酸		23	161	2	1.24	0.67
水銀		22	167	5	2.99	2.27
トリレンジイソシアネート		11	129	2	1.55	0.95
パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン		1	1	0	0.00	4.44
パラ-ニトロクロロベンゼン		2	2	0	0.00	0.44
弗化水素		53	834	0	0.00	0.69
ベータ-プロピオラクトン		1	1	0	0.00	0.00
ベンゼン		27	132	5	3.79	1.43
マゼンタ		4	16	0	0.00	5.00
マンガン		41	766	5	0.65	0.84
沃化メチル		7	21	0	0.00	0.81
硫化水素		7	19	0	0.00	0.32
硫酸ジメチル		10	55	0	0.00	1.95
ニッケル化合物		35	858	4	0.47	0.66
砒素		26	398	0	0.00	1.23
酸化プロピレン		5	48	0	0.00	0.65
1・1-ジメチルヒドラジン		1	2	0	0.00	2.59
インジウム及びその化合物		36	321	0	0.00	1.97
エチルベンゼン		153	1,139	5	0.44	0.88
コバルト及びその化合物		59	998	1	0.10	0.57
1,2-ジクロロプロパン		1	4	0	0.00	4.36
クロロホルム		10	69	3	4.35	3.41
四塩化炭素		1	6	0	0.00	2.50
1,4-ジオキサン		6	16	1	6.25	4.61
ジクロロメタン		11	58	1	1.72	4.82
スチレン		4	13	0	0.00	1.27
トリクロロエチレン		2	7	0	0.00	4.36
メチルイソブチルケトン		7	110	0	0.00	0.77
石綿(アスベスト)		74	1,029	3	0.29	1.06

資料：各特殊健康診断結果報告

(注) 特定化学物質欄の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

## 10 平成26年 指導勸奨による特殊健康診断実施状況(対象業務別)

京都労働局

区分 対象業務	健診実施 事業場数	受診労働者数	所見のあった者		所見のあった者
			人数	有所見率(%)	有所見率(全国)
指導勸奨特殊健診 合計	323	18,229	1,110	6.09	8.16
紫外線・赤外線	44	975	1	0.10	2.26
騒音作業	124	4,878	254	5.21	13.68
黄りん	1	2	0	0.00	1.16
有機りん剤	1	4	0	0.00	2.10
亜硫酸ガス	2	20	0	0.00	2.15
二硫化炭素	1	2	0	0.00	11.33
ベンゼンのニトロアミド化合物	1	4	0	0.00	39.39
脂肪族の塩化又は 臭化化合物	2	3	0	0.00	2.91
砒素又はその化合物 (特化則適用以外のもの)	1	2	0	0.00	1.58
よう素	1	7	0	0.00	1.24
超音波溶着機	0	0	0		5.88
メチレンジフェニルイソ シアネート	3	14	0	0.00	3.01
地下駐車場	0	0	0		4.08
チェーンソー	7	62	15	24.19	12.49
チェーンソー以外 (振動)	12	445	33	7.42	4.97
重量物取扱い作業等 (介護作業等)	78	4,147	534	12.88	17.23
引金付工具(頸肩腕)	13	659	44	6.68	2.55
VDT作業	110	6,252	216	3.45	5.61
レーザー機器	40	753	13	1.73	2.60

資料：指導勸奨による健康診断結果報告

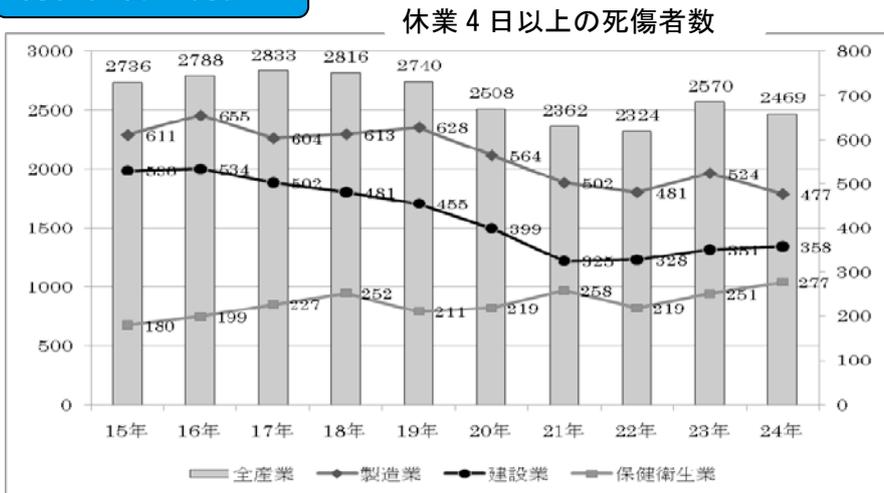
(注) 指導勸奨特殊健診 合計の健診実施事業場数及び受診労働者数は、何らかの対象業務の健診実施事業場数及び受診労働者数であり、各対象業務別の健診実施事業場数及び受診労働者数を集計したものではありません。

# 11 京都労働局第12次労働災害防止対策推進計画のポイント

## 計画期間・ねらい

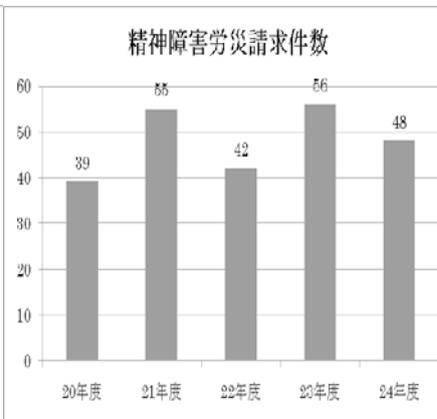
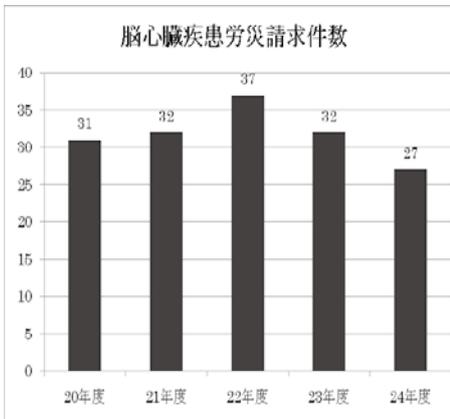
- 平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とする。
- 誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために、すべての関係者が安全と健康の意識を共有し、必要なコストについて正しく理解し、それぞれが責任のある行動をとる社会を目指す。

## 労働災害の現状



### 休業4日以上災害

平成24年は2469人  
前年比101人3.9%減少  
製造業は減少  
第3次産業が増加傾向  
特に、社会福祉、ビルメン  
死亡災害  
平成24年は11人で過去最少（製造業は0人）



### 脳・心臓疾患事案

平成17年度から30件  
・50歳以上  
・卸小売、運輸  
精神障害事案  
23年56件、増加傾向  
・30歳代、40歳代  
・医療・福祉、製造

## 計画の重点目標

- 11次防期間内の死亡者数と比較して12次防期間内の死亡者数を15%以上減少させる。

11次防期間 95人



12次防期間 80人以下

- 平成24年と比較して平成29年までに休業4日以上労働災害による死傷者数を15%以上減少させる。

平成24年 2469人



平成29年 2098人以下

計画の重点施策

- ◎事業場における安全衛生水準の一層の向上を図るための対策
  - ・安全衛生管理体制の強化、リスクアセスメントの導入、自主的安全衛生活動
- ◎労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
  - ・重点業種対策、健康確保・職業性疾病対策
- ◎行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携による労働災害防止の取組
  - ・労働災害防止団体等の活動促進、関係行政機関との連携

重点業種対策

○平成24年と比較して平成29年までに重点業種ごとに休業4日以上の労働災害による死傷者数を以下のとおり減少させる。

小売業	20%以上減少⇒216人以下	(対策) リスクアセスメント、KY活動
社会福祉施設	10%以上減少⇒175人以下	(対策) 教育、4S、KY活動、腰痛防止
飲食店	20%以上減少⇒96人以下	(対策) 教育、4S、転倒防止
ビルメンテナンス業	減少⇒81人以下	(対策) 教育、4S、KY活動、転倒防止

陸上貨物運送事業 10%以上減少⇒197人以下 (対策) 墜落転倒防止、荷役がトライン

林業 減少⇒59人以下 (対策) 教育、伐木作業現場指導

○11次防期間内の死亡者数と比較して12次防期間内(5年間)の死亡者数を以下のとおり減少させる。

建設業	20%以上減少⇒26人以下	(対策) 墜落転落防止、新規教育、解体工事対策
製造業	5%以上減少⇒18人以下	(対策) 機械災害防止、安全衛生活動活性化

健康確保・職業性疾病対策

- ・メンタルヘルス対策・・・職場改善、ストレスへの気づき、職場復帰対策  
対策に取り組む50人以上の事業場の割合を80%以上にする
- ・過重労働対策・・・健康管理の徹底、働き方、休み方の見直し
- ・化学物質による健康障害対策・・・法令遵守徹底、リスクアセスメントの促進
- ・石綿対策・・・解体工事におけるばく露防止、技術指針に基づく指導
- ・職業性疾病予防対策・・・腰痛予防指針、熱中症予防の作業管理
  - 腰痛予防・・・社会福祉施設の腰痛を含む死傷者数を10%以上減少させる
  - 熱中症予防・・・死傷者数を20%以上減少させる
- ・受動喫煙防止対策・・・教育啓発、支援制度の普及・促進

# 12 労働安全衛生法の一部を改正する法律の概要

公布の日 平成26年6月25日

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案など最近の労働災害の状況を踏まえ、労働災害を未然防止するための仕組みを充実

- 特別規則で規制されていない化学物質が原因で胆管がんの労災事案が発生  
⇒ 化学物質のリスクを事前に察知して対応する必要性
- 精神障害の労災認定件数の増加 ⇒ 労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に対処する必要性
- 同一企業における同種の災害の発生 ⇒ 当該企業の他の事業所における災害発生を未然に防止する必要性 等

## 1. 化学物質管理のあり方の見直し（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）

- 特別規則の対象にされていない化学物質のうち、一定のリスクがあるもの等について、事業者に危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付け。

## 2. ストレスチェック制度の創設（施行期日 平成27年12月1日）

- 労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者<sup>1</sup>に義務付け。ただし、従業員50人未満の事業場については当分の間努力義務とする。
- ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

## 3. 受動喫煙防止対策の推進（施行期日 平成27年6月1日）

- 受動喫煙防止のため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずることを努力義務とする規定を設ける。

## 4. 重大な労働災害を繰り返す企業への対応（施行期日 平成27年6月1日）

- 厚生労働大臣が企業単位での改善計画を作成させ、改善を図らせる仕組みを創設。（計画作成指示等に従わない企業に対しては大臣が勧告する。それにも従わない企業については、名称を公表する。）

## 5. 外国に立地する検査機関等への対応（施行期日 平成27年6月1日）

- 国際的な動向を踏まえ、ボイラーなど特に危険性が高い機械を製造等する際に受けなければならないこととされている検査等を行う機関のうち、外国に立地するものについても登録を受けられることとする。

## 6. 規制・届出の見直し等（施行期日 平成26年12月1日）

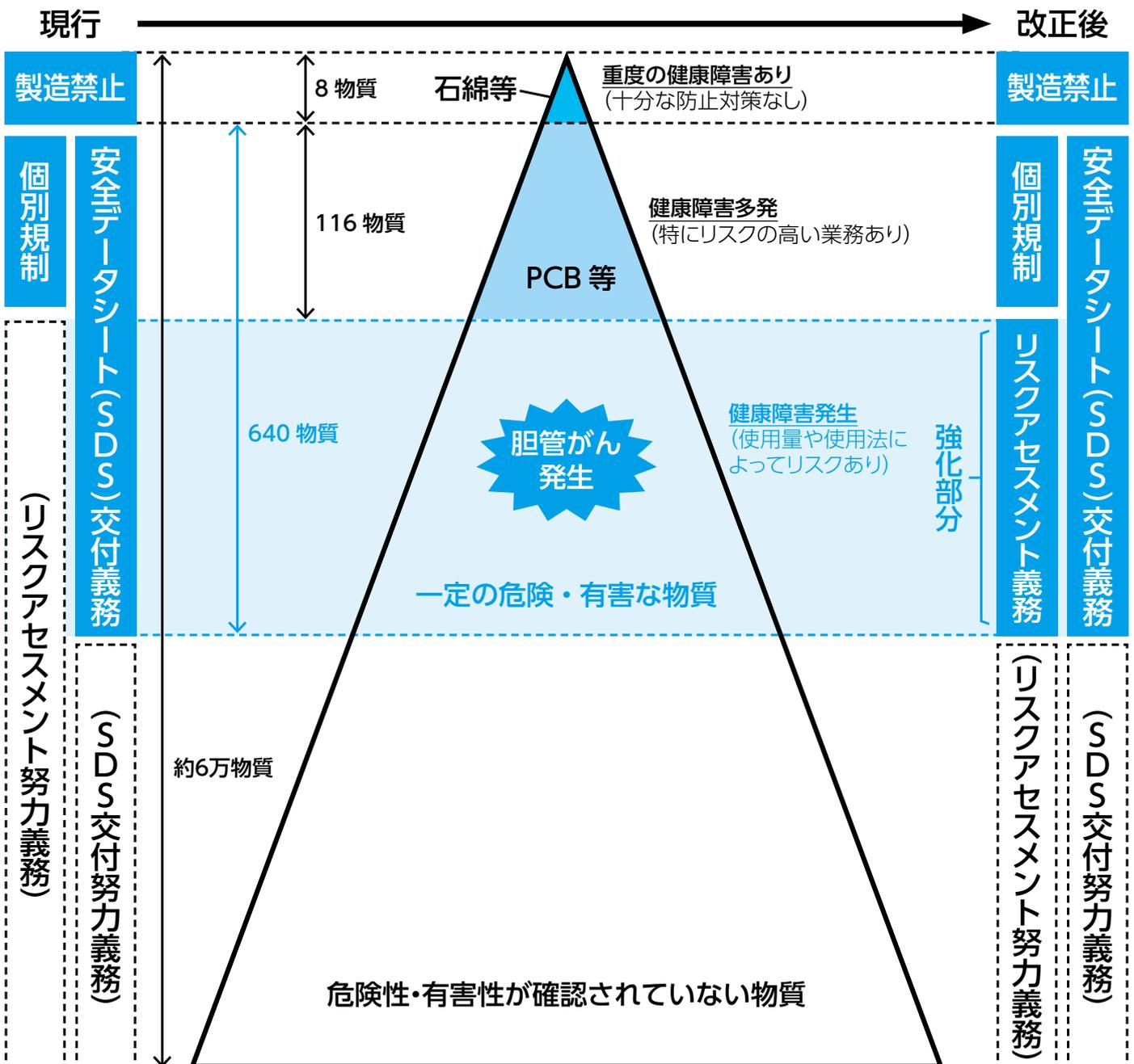
- 建設物又は機械等の新設等を行う場合の事前の計画の届出（法第88条第1項）を廃止。
- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する際に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定・譲渡制限の対象に追加。

# 13 化学物質管理のあり方の見直し ※新法規改正事項

- 危険・有害な物質に対する個別規制対象外の物質でも、使用量や使用法によっては労働者の安全や健康に害を及ぼすおそれ（「胆管がん事案」の原因物質も発生時は特別規則による個別規制対象外）

○ 一定の危険性・有害性が確認されている化学物質（安全データシート（SDS）の交付が義務づけられている640物質）について、事業者には危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）を義務付ける。

## 【制度改正の概要】



# 14 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成27年12月1日施行

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。

## ストレスチェック制度の概要 (詳細：厚生労働省HPから「こころの耳」改正労働安全衛生法のポイントで検索！)

### ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務\*になります。

\*ストレスチェックとは事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。

\*従業員数50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。(改正労働安全衛生法附則第4条)

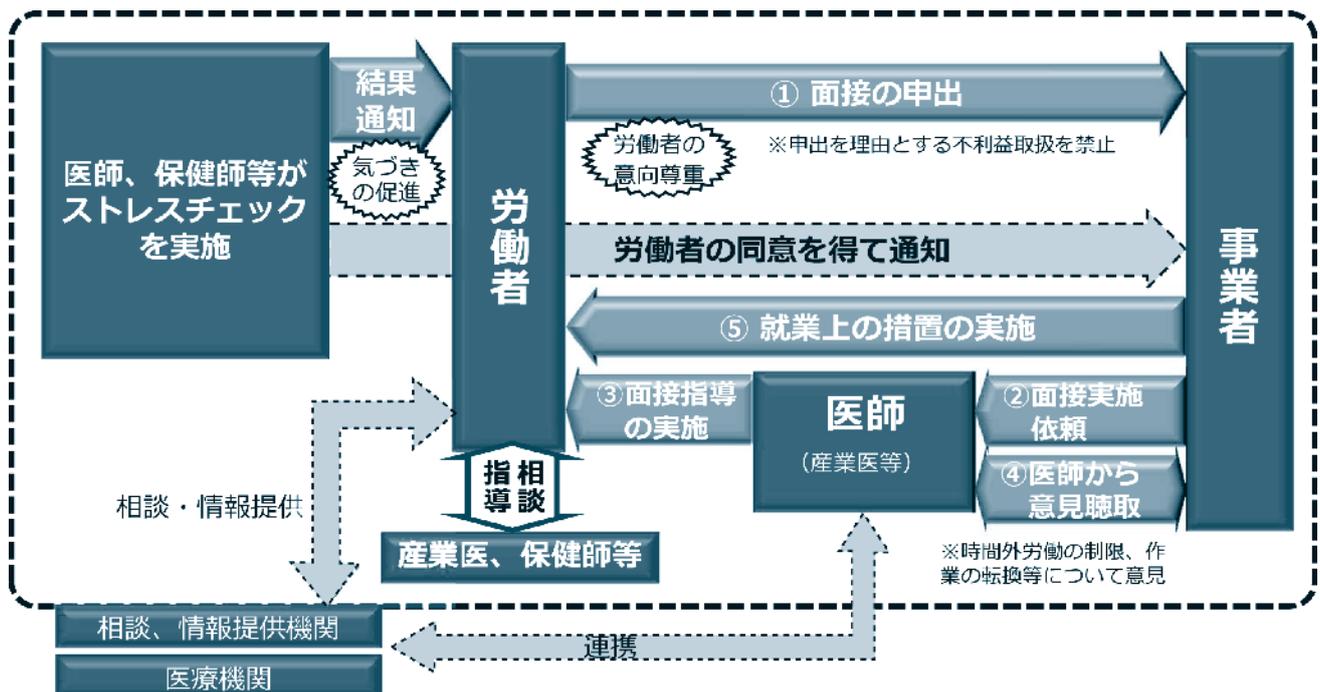
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

### 面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勧告し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

## ストレスチェック制度の流れ



職場での『受動喫煙防止対策』に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

京都労働局

# 15 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

喫煙室の設置などに係る経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの2分の1(上限額200万円)

## 平成26年6月25日に、改正「労働安全衛生法」が公布されました。

改正法では、平成27年6月1日から、職場の受動喫煙防止対策(事業者・事業場の実情に応じた適切な措置)が努力義務になりました。

事業者の皆さまは、まず、事業場の現状を把握し、実行が可能な措置のうち、最も効果的なものを実施するよう努めてください。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」を、ご活用下さい。

### 対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

(1) 労働者災害補償保険の適用事業主 (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

※労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

業種		常時雇用する労働者数※	資本金※
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

(3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

詳しくは、厚生労働省のHPから「受動喫煙防止対策助成金」で検索!

「平成27年度版パンフレット」、「申請についてのQ&A」等を参照下さい。

また、各種支援事業(無料:相談支援業務、測定支援業務)も活用下さい。

### 無料支援事業

■相談支援業務 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の基準への対応など技術的な内容や、申請書類の書き方や風速の要件の満たし方など助成金の申請の際に参考になる助言等について、専門家による電話相談を行います。(必要に応じて実地指導も実施)

【相談ダイヤル】 050-3537-0777

【事業委託先】 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会

詳細:HP参照下さい。

■測定支援業務(測定機器貸出し) ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出しを行います。(送料無料)  
② 専門家が事業場に行って、測定方法や評価方法を説明します。

【受付ダイヤル】 050-3642-2669

【事業委託先】 株式会社アマラン

詳細:HP参照下さい。

厚生労働省のHPから「受動喫煙防止対策助成金」で検索!、助成金の交付要綱、交付要領の規定書類等をよく読んで申請下さい。(上記、無料支援事業を活用下さい。)(申請様式、申請の作成方法、申請のQ&A、規定書類等は、HPから閲覧下さい。)

京都府内の事業場の申請先:京都労働局 健康安全課

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 TEL:075-241-3216

H27.5

# 16 産業保健活動総合支援事業のご案内

## 産業保健活動総合支援事業

独立行政法人 労働者健康福祉機構が実施主体となり、地域の医師会などの協力のもと事業を運営します。

労働者のからだと心の一体的な健康管理や作業環境管理、作業管理などを含めた総合的な労働衛生管理の進め方についての相談などを一元的に受付けるなど、企業内での産業保健活動への総合的な支援を実現します。

事業の利用は、都道府県に設置している「産業保健総合支援センター」または「地域窓口」にご相談ください。

### 産業保健総合支援センター

[都道府県ごとに設置]

事業全体を統括。  
事業者・産業保健スタッフなどを支援

### 地域窓口 (地域産業保健センター)

[おおむね監督署管轄区域に設置]

主に、労働者数50人未満の事業場を支援

## 産業保健活動総合支援事業のサービス内容

### 京都産業保健総合支援センター

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- 産業保健スタッフへの研修
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 管理監督者向けメンタルヘルス教育
- 事業者・労働者に対する啓発セミナー
- 産業保健に関する情報提供

### 地域窓口 (地域産業保健センター)

労働者数50人未満の事業場を対象に、相談などへの対応を行います。

- 相談対応
  - ・メンタルヘルスを含む労働者の健康管理についての相談
  - ・健康診断の結果についての医師からの意見聴取
  - ・長時間労働者に対する面接指導
- 個別訪問指導 (医師などによる職場巡視など)
- 産業保健に関する情報提供

※労働者50人以上の事業場についても、産業保健総合支援センターのサービス利用の相談などを受け付けます。

詳細は、独立行政法人 労働者健康福祉機構京都産業保健総合支援センターにお問い合わせください。

〒 604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町 361-1 アーバネックス御池ビル東館 5 階

TEL : 075-212-2600 FAX : 075-212-2700

ホームページアドレス : <http://www.kyoto-sanpo.jp> E-mail : [info@kyoto-sanpo.jp](mailto:info@kyoto-sanpo.jp)

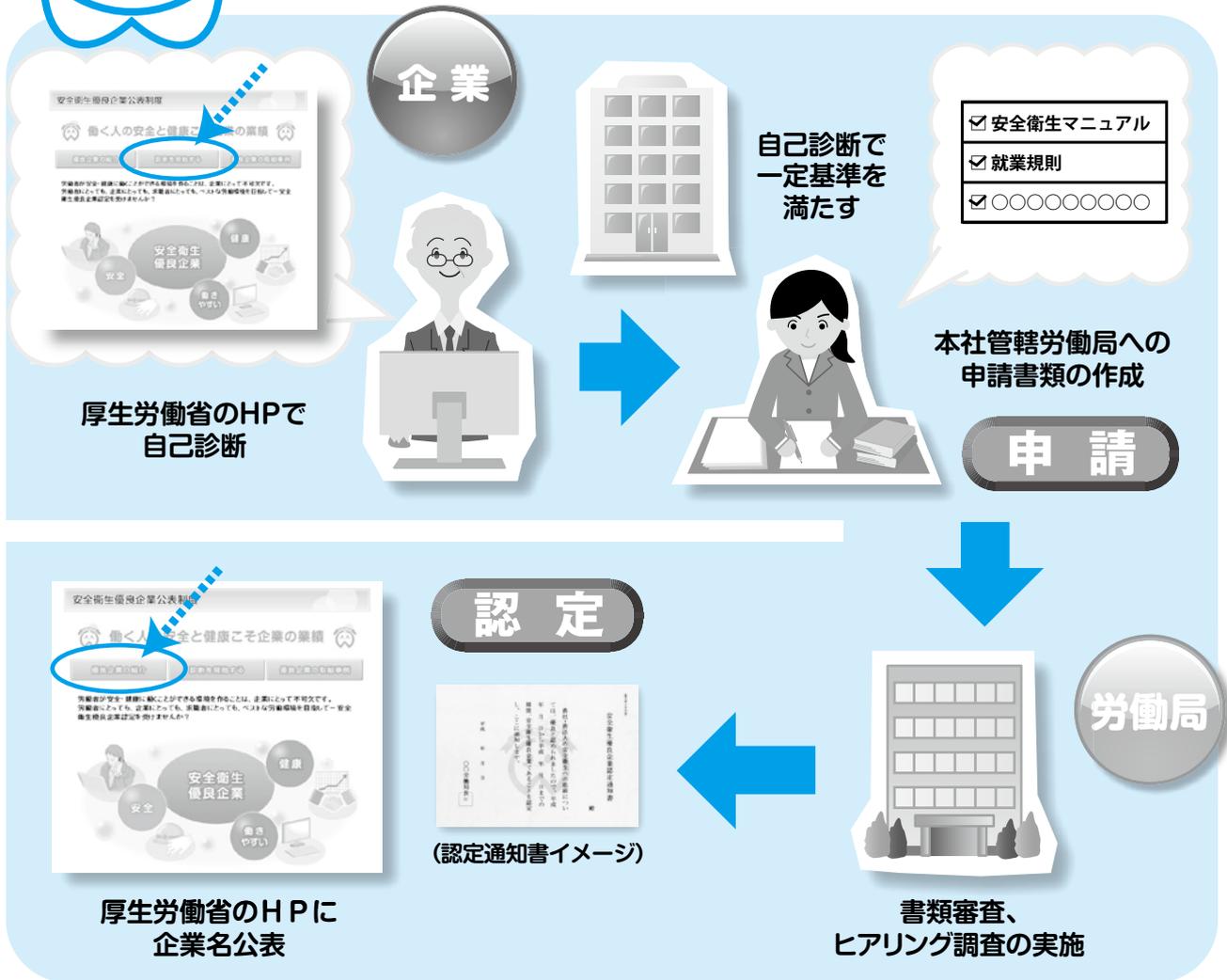


# 17 安全衛生優良企業公表制度のあらまし

申請の方法は？

申請の方法は次のとおりです。

詳細は、安全衛生優良企業のホームページをご覧ください。



## 申請Q&A

**Q** どんな企業が申請できるのですか？

**A** 労働者を雇用するすべての企業・法人が対象になり、どんな業種でも申請いただけます。

**Q** 安全衛生優良企業の認定申請は、企業単位で行うのですか？

**A** 企業単位での申請となります。認定を受けるには、全ての事業場の取組を含め、安全衛生優良企業の認定基準を達成していることが必要です。

**Q** 認定期間は何年ですか？

**A** 3年間です。3年経過した後は、再度申請が必要になります。



**Q** 自己診断の際に、評価項目を満たしているかどうかの判断はどのように行ったらよいですか？

**A** ホームページに掲載した各評価項目に、取組事例が記載されていますので、参考にしてください。事例は参考なので、同じことを行っていないければ項目を満たしていない、というものではありません。

**Q** 認定を受けた後に、要件を満たせない評価項目が発生した場合には、どうすればよいですか？

**A** 何らかの事情により満たせない評価項目が発生し、認定基準を満たさなくなった場合には、認定証を返納していただく必要がありますので、認定を受けた労働局までご相談ください。

# 18 STOP！転倒災害プロジェクト2015 ～あせらない 急ぐ時ほど落ち着いて～

転倒災害は、どのような職場でも発生する可能性があります。職場での転倒の危険性は、働くすべての人が問題意識を持って原因を見つけ、対策をとることで減らすことができます。「転倒」という身近なテーマから職場の安全意識を高め、安心して働ける職場環境の実現に向けて、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を実施しています。

## 【主唱者】

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会

## 【プロジェクト実施期間】

平成27年1月20日から12月31日まで

（プロジェクトの効果を上げるため、積雪や凍結による転倒災害の多い2月と）  
（全国安全週間の準備月間である6月を重点取組期間とします。）

## 転倒災害の種類と主な原因

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。あなたの職場にも、似たような危険はありませんか？

### 滑り



#### 【主な原因】

- ・床が滑りやすい素材である
- ・床に水や油が飛散している
- ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている

### つまずき



#### 【主な原因】

- ・床の凹凸や段差
- ・床に放置された荷物や商品など

### 踏み外し



#### 【主な原因】

- ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での作業

## 転倒災害防止対策のポイント

転倒災害防止対策により安心して作業が行えるようになり、作業効率が上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

### 設備管理面の対策

【4S(整理・整頓・清掃・清潔)】

- ◆歩行場所に物を放置しない
- ◆床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆床面の凹凸、段差等の解消



### 転倒しにくい作業方法

【あせらない 急ぐ時ほど 落ち着いて】

- ◆時間に余裕を持って行動
- ◆滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行
- ◆足元が見えにくい状態で作業しない



### その他の対策

- ◆作業に適した靴の着用
- ◆職場の危険マップの作成による危険情報の共有
- ◆転倒危険場所にステッカー等で注意喚起

転倒危険！



【コメント】  
両手で荷物を  
持った移動は  
転倒危険！

## 「STOP！転倒災害特設サイト」をご活用下さい！

転倒災害の現状からその対策まで、事業場での取り組みに役立つ情報を集約してご提供します。

<厚生労働省 ホームページ>

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」で検索

STOP！転倒 検索